

成年後見制度について

- 成年後見制度とは・・・

認知症などで判断能力が低下した状態にある方の財産管理や身上保護などを後見人等が本人に代わり支援し、本人の権利を守っていく制度です。

2025年には、認知症高齢者が700万人近くになると推計されており、国や市町村などでは成年後見制度利用促進のため計画を策定して支援の充実を図っています。

1

類型別の利用者数

- 「後見」の利用が最も多い

令和3年12月時点での成年後見制度の利用者数は約24万人。うち後見が約17.7万人と全体の約74%（4人中3人）を占めており、続いて保佐⇒補助⇒任意後見と続いている。

- 申立人と本人との関係では“親族申立て”が最も多い

親族申立て（52.6%）が最も多く、続いて市町村申立て（23.3%）、本人（20.8%）となっている。

2

申立をする動機

- “申立をする動機”として最も多いのは「財産管理」

動機として多いのは、預貯金等の財産管理で全体の約33%、次に身上保護で24.4%となっている。

- 身上保護とは・・・

福祉サービスの契約や施設入退所の契約手続き等、本人が安心して生活ができるように環境を整えることをいう。

3

成年後見制度の利用に係る費用

- 申立に要する費用

登記手数料等は1万円以内だが、鑑定費用や弁護士費用などの報酬にお金がかかる。

- 成年後見人等への報酬費用

家庭裁判所が本人の財産や支援内容に基づいて決定するものであり、月額2～3万円の費用を支払うこととなる。

4

成年後見制度の課題

- 制度利用者は約2%と言われており、必要な人に行き届いていない。
- 制度利用が必要な状態だが申立てをする親族がいない。
- 成年後見制度を利用したいが費用負担が大きい。

成年後見制度の利用が必要と感じた際にはまずご相談を！